

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(三件)	(障害福祉課)	二
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(農林水産経営支援課)	二
○廃川敷地等の発生(三件)	(河川課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
選挙管理委員会		
○政治団体の届出事項の異動届		五
○政治団体の解散届		五
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		五
○宮城県告示第七百九十九号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。		

告 示

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 有限会社よろづや

2 所在地 宮城県角田市笠島字雁坊十二番地十六

3 代表者の氏名 代表取締役 八嶋 利悦

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県角田市笠島字雁坊十二番地二十

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類の

廃プラスチック類の破砕施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

六 申請年月日

平成二十五年八月二十八日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年九月十七日から平成二十五年十月十七日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年十一月一日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第八百号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東泉堂病院	遠田郡涌谷町字追廻町七十 一三	平成二十五年九月十 七日	平成二十八年九月十 六日

○宮城県告示第八百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇二八〇	ロクファームアタラ 名取市杜せきのした 五―三十一	就労継続支援A 型	一般社団法人 東北復興プロ ジェクト	平成二十五年 九月一日

○宮城県告示第八百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九一三〇二四	ステージバス 多賀城市桜木三丁目 四番一ノ二株式会社 仙台台テクノロジ センターみやぎ復 興パーク	就労継続支援A 型	一般社団法人 ステージバス	平成二十五年 九月一日

○宮城県告示第八百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二八〇〇一三八	株式会社葉菜山葵栽培園 加美郡加美町字味ヶ 袋新坂一番	就労継続支援A 型	株式会社葉菜 山葵栽培園	平成二十五年 九月一日

○宮城県告示第八百四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月十七日から施行する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表中

「 気仙沼市区域 （気仙沼漁業協同組合 の地区及び宮城県漁業 協同組合の大谷本吉支 所の地区）」	1. 大型定置漁業
---	-----------

を

「 気仙沼市区域 （気仙沼漁業協同組合 の地区及び宮城県漁業 協同組合の大谷本吉支 所の地区）」	1. 大型定置漁業
「 気仙沼市区域 （気仙沼遠洋漁業協同 組合の地区）」	1. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業

に

改め、

「 南三陸町区域 （宮城県漁業協同組合 の志津川支所の地区）」	1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使 用していさだをとることを目的とする漁業 2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をと ることを目的とする漁業 3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとるこ とを目的とする漁業
--	--

4. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から3に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
5. 小型定置漁業（9カ月未満）
6. 小型定置漁業（9カ月以上）
7. 大型定置漁業

を

1. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
2. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
3. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
4. 総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
5. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から4に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
6. 小型定置漁業（9カ月未満）
7. 小型定置漁業（9カ月以上）
8. 大型定置漁業

に

改める。

○宮城県告示第八百五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

- 一 河川 の 名称
- 二 級 河川七北田川水系仙台川

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十五年八月十六日

三 廃川敷地等の位置

仙台市青葉区北根黒松二百九十番及び二百九十二番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 二十・五四平方メートル

○宮城県告示第八百六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

- 一 河川 の 名称
 - 二 級 河川砂押川水系砂押川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日
- 平成二十五年八月八日

三 廃川敷地等の位置

多賀城市八幡字庚田七十番

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三百五十一平方メートル

○宮城県告示第八百七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

- 一 河川 の 名称
- 一 級 河川阿武隈川水系五間堀川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十五年八月二十八日
三 廃川敷地等の位置
岩沼市桑原三丁目三百五番

四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 九・二四平方メートル

○宮城県告示第八百八号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画土地区画整理事業

2 名称 鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百九号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画道路

2 名称 三・四・二号 鹿折駅浜線
三・四・三号 南気仙沼駅前通線
三・四・十八号 浜港線
七・六・一号 海岸通線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十号

宮城県庁（土木部都市計画課）

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百十一号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画市場

2 名称 二号 石巻市水産物地方卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市宮戸字西大振場一番一、二番及び同字東大振場四番並びに同字瀬戸浜二十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市宮戸字西大振場一番地一
株式会社宮戸水産

選挙管理委員会

○宮選管告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年九月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

大久保三代連合後援会	主たる事務 所所在地	遠田郡涌谷町字新町 裏一五四	遠田郡涌谷町字本町 九九一七	平成二十五年 八月五日
賢友会	主たる事務 所所在地	仙台市泉区上谷刈山 添一〇一	仙台市泉区長命ヶ丘 四一五一一六	平成二十五年 八月十二日

代表者 小野寺昭文 三浦 一志

中野正志後援会 主たる事務 所所在地 仙台市泉区南光台東 町二四五一三 平成二十五年 八月六日

渡辺よしお後援会 主たる事務 所所在地 黒川郡大和町もみ 黒川郡大和町もみ 平成二十五年 八月二日

代表者 大沼 文麿 伊藤 進

○宮選管告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十五年九月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
なかよしの党早坂きくみ後援会	早坂きくみ	平成二十五年七月二十五日

○宮選管告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと

おり公表する。

平成二十五年九月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(その他の政治団体)

なかよしの党早坂きくみ後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	早坂きくみ	
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	
公職の候補者の氏名	早坂きくみ	
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員	
報告年月日	25. 8. 21 (25. 7. 25解散)	

1 収入総額 3259,140

本年収入額 3259,140

2 支出総額 3259,140

3 本年収入の内訳 2,679,140

寄附 2,679,140

個人分 2,679,140

機関紙誌の発行その他の事業による収入 580,000

なかよしの党パーテナイ 580,000

4 支出の内訳 3,259,140

政治活動費 3,259,140

機関紙誌の発行その他の事業費 203,641

宣伝事業費 174,720

政治資金パーテナイ開催事業費 28,921

寄附・交付金 301,431.9

その他の経費 41,180

5 寄附の内訳 (個人分)

薄 久子 100,000 仙台市泉区

佐々木きよ子	110,000	大崎市
早坂さた子	120,000	加美郡色麻町
高橋加代子	100,000	宮城郡利府町
高山 和子	100,000	東松島市
永塚せつ子	110,000	大崎市
植木 久子	80,000	石巻市
中山てる子	59,000	黒川郡大和町
齋藤みゑ子	500,000	大崎市
後藤 満枝	500,000	石巻市
早坂 信子	500,000	大崎市
年間五万円以下のもの	400,140	